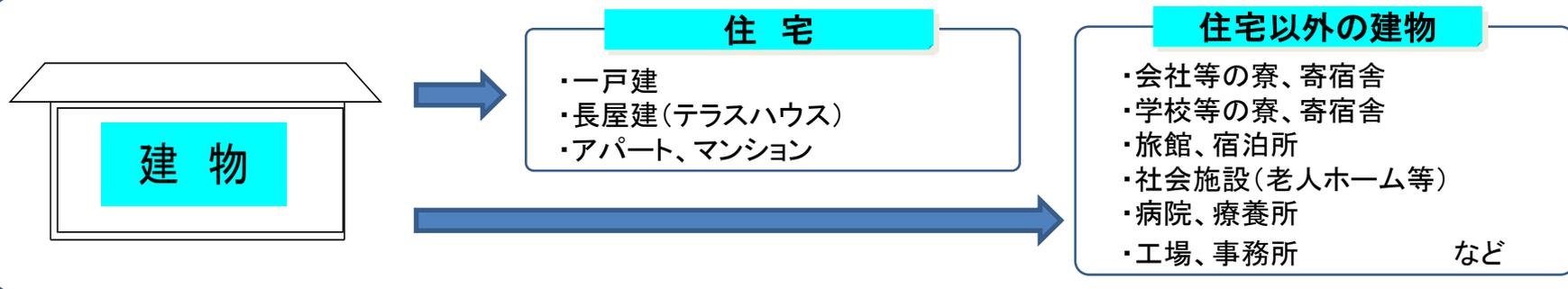


1 住宅の決め方

この調査において住宅とは、普通の一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる(※住宅の要件)ように建築又は改造されたものをいう。



→ ただし、..

- 一般的には「住宅以外の建物」(寮など)であっても、居住部分が住宅の要件を満たしている場合は、「住宅」となり、それぞれの居住部分を一つの住宅とする。
- シェアハウスなどについては、建物の仕様は様々のため、その建物が住宅の要件を満たしているか否かにより、「住宅」又は「住宅以外の建物」に分類する。

- ※住宅の要件
- ・ 居室が少なくとも一つあること
 - ・ 専用の炊事用流しがあること
 - ・ 専用のトイレがあること
 - ・ 専用の出入口があること

共用の場合でも、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できれば「ある」とする。

屋外に面している出入口、又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口をいう。

2 世帯の決め方

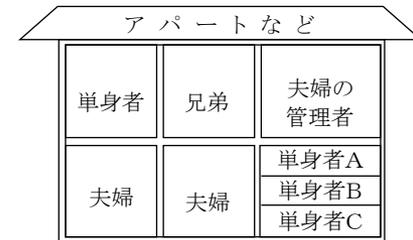
- 住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯とする。
- 一人で1戸を構えて暮らしている人(一人でアパートなどに住んでいる人を含む。)は、一人で一つの世帯とする。

住宅

- ・一戸建
- ・長屋建(テラスハウス)
- ・アパート、マンション

《生計が同一か別かで判断》
住居は同一だが生計は別の場合
(親子の2世帯居住、ルームシェア
等)は、それぞれを一つの世帯

[例]



(6住宅に8世帯)

住宅以外の建物

- ・会社等の寮、寄宿舍
 - ・学校等の寮、寄宿舍
 - ・旅館、宿泊所
 - ・社会施設(老人ホーム等)
 - ・病院、療養所
 - ・工場、事務所
 - ・建設従業者宿舎
- など

《管理者・家主の場合》
一つの世帯(夫婦や単身でも)

《夫婦など二人以上で住んでいる場合》
一つの世帯

《単身者の場合》
棟ごとにまとめて一つの世帯

[例]



(住宅以外の建物に3世帯)